

徳島県規則第二十三号

徳島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県自然環境保全条例施行規則（昭和五十二年徳島県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の三第一号イを次のように改める。

イ 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実にを行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第二十六条の四第三項に次の一号を加える。

三 国、県及び市町村以外の者が、条例第三十二条の三第三項の認定を受ける場合は、前条第一号イ及びロの規定に該当しないことを説明した書類

附 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。